

令和 7 年度那覇市福祉バス運行事業（首里・真和志コース）
委託契約書

那覇市（以下「甲」という。）と株式会社〇〇（以下「乙」という。）との間に、那覇市福祉バス運行事業（首里・真和志コース）（以下「本事業」という。）の委託契約を次のとおり締結する。

（契約の目的）

第 1 条 甲は、この契約に定めるもののほか、別紙「令和 7 年度那覇市福祉バス運行事業（首里・真和志コース）委託仕様書」に基づき、本事業を乙に委託し、乙はこれを受託する。

（法令等の遵守）

第 2 条 甲及び乙は、日本国の法令や那覇市福祉バス運行事業実施要綱等を遵守し、安全かつ適切な委託業務の実施に努めなければならない。

（契約期間）

第 3 条 本事業の委託の期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

（契約金額）

第 4 条 本事業に要する委託料は金〇〇円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を上限とし、支払方法は次の各号のとおりとする。

- (1) 乙は、令和 7 年 4 月と 10 月に、それぞれ委託料上限の 45%を限度として、概算払いによる請求をすることができる。
 - (2) 乙は、令和 8 年 3 月に第 8 条により確定した委託料の総額から、前号による概算払いで支払った金額を差し引いた額を請求する。
- 2 前項の委託料は、次に掲げる経費を含む本事業に必要な経費の全てとする。
- (1) 人件費
 - (2) 運送費（車両借上料、車両へのラッピング費用、燃料費、車両の点検費用、車両整備費、車両修繕費、任意保険料その他運行に必要な経費）
 - (3) 一般管理費（備品・消耗品費及びその他経費）

（契約保証金）

第 5 条 契約保証金は、那覇市契約規則第 30 条第 9 号に基づき免除する。

（委託料の支払い）

第 6 条 乙は、第 4 条第 1 項各号に基づき委託料の請求書を、甲に提出する。

2 甲は、乙から適正な請求書を受理したときは、受理した日から起算して 30 日以内に支払う。

（報告）

第 7 条 乙は、甲に対して次の報告を行う。

- (1) 本事業の運行状況や定期点検など各種問い合わせの担当者について、令和 7 年 4 月 15 日までに別に定める「業務体制表」にて報告する。また、担当者を変更したときも速やかに「業務体制表」にて報告すること。

- (2) 各運行日の運行実績及び乗降車バス停実績を毎月取りまとめ、翌月の 15 日までに別に定める「運行実績報告書」及び「乗降者バス停実績」により報告する。ただし、3 月の実績については 3 月 31 日までに報告するものとする。
- (3) 5 月及び 11 月における運転手（全員）への支払いについて、翌月 25 日までに別に定める「正当報酬受領証」により報告する。
- (4) 契約期間の決算書と契約期間中の業務状況等を把握するため、令和 8 年 3 月 31 日までに別に定める「決算書」及び甲が必要と認める書類を提出し、総運行実績を報告する。
- (5) 第 4 条第 2 項の車両の点検を行った場合、その状況（箇所、内容、金額等）が分かる書類の写しを、毎月の実績報告に添えて報告する。
- (6) 第 10 条の不可抗力が生じた場合、別に定める「事業実績報告書（不可抗力）」をもって、毎月の実績報告に添えて報告する。

（委託料の確定）

第 8 条 甲は、前条第 4 号の総運行実績報告後、その報告に係る事業の成果が、この契約の内容に適合するものであると認められるときは、支払いすべき委託料の額を確定し、乙に通知する。

（委託業務の調査等）

第 9 条 甲は、委託業務の処理状況等を確認する必要がある場合は、乙に対し委託業務の処理状況等について報告を求めることができる。

- 2 乙は、甲から前項の報告を求められた場合は、別に定める「那覇市福祉バス運行事業調査報告書」により、速やかに確認事項を報告しなければならない。
- 3 甲は、前項の報告等を踏まえ、委託業務の処理状況が不適切であると認められる場合には、乙に対して必要な措置をとるべきことを通知し、乙は、甲の通知に基づき委託業務の処理を行わなければならない。

（不可抗力）

第 10 条 乙は、台風等の災害（単なる強風や豪雨を除く）、又は、第三者の責による交通事故や不慮の故障等により車両の整備が必要な場合など、利用者の安全確保が困難な場合による運行休止は不可抗力とみなし、その責を負わない。

（契約の解除）

第 11 条 甲は、乙がこの契約に違反したとき、又はこの契約を確実に履行する意思がないと認めるときは、この契約を解除することができる。

- 2 甲は、乙、乙の代理人、乙からの再委託契約の当事者又は乙との間にこの契約に係る物品等の購入契約その他の契約を締結するものが暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係者に該当すると判明したときは、この契約を解除することができる。

（委託料の返還）

第 12 条 乙は、第 8 条で確定した委託料を超える委託料を受領したときは、甲が指定する期限までに返還しなければならない。

2 乙は、前条の規定により契約を解除された場合は、契約の履行不能となった期間に対応する分の委託料を甲に返還しなければならない。

(損害賠償責任)

第 13 条 乙は、事故による車両の破損、その他運転手の行為により、人身、対物等に損害を与えたときは、その責を負うものとする。

2 乙は、自動車事故等に係る任意保険に加入しなければならない。

3 運行中発生した事故の解決は、甲に代行して乙がこれにあたるものとする。

(特約事項)

第 14 条 この契約における個人情報の取り扱いについては、別紙「個人情報の取扱いを定める特約」を遵守しなければならない。

2 別紙「那覇市福祉バス運行事業誓約書」を提出し、遵守しなければならない。

(帳簿等の整備及び保存)

第 15 条 乙は、事業に係る経費を明らかにした帳簿、その他支出の事実を証明する書類を整備し、事業終了後 5 年間保存しなければならない。

(再委託の禁止)

第 16 条 乙は、事業の全部又は一部を第三者に委託、又は請け負わせることはできない。ただし、市から書面による事前の承諾を得たときはこの限りではない。

(事業委託終了時の連携)

第 17 条 乙は、理由の如何を問わず事業委託終了時において、次期事業期間に係る事前準備のため、運行コース試走等の必要な事項について、「福祉バス運行事業における引継要領（首里・真和志コース）」に従い、甲及び次期事業受託者と連携協力するものとする。

(協議)

第 18 条 この契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

(追認)

第 19 条 この契約の効力は、令和 7 年 4 月 1 日より発生する。また、この契約の締結が令和 7 年 4 月 1 日以降である時にも、甲、乙は、令和 7 年 4 月 1 日から契約の締結日の前日までになされた行為を追認し、この契約の定めによってなされたものとみなす。

この契約を証するため、本書 2 通作成し、双方記名押印の上、各自がその 1 通を所持する。

令和 7 年 月 日

甲 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
 那 覇 市
 那覇市長 知念 覚

乙